

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（電子入札）に付します。

令和 8年 3月 2日

契約事務受任者

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

1 入札に付する事項

(1) 調達役務

令和 8年度市立学校飲料水及び簡易専用水道検査

予定数量 飲料水 446 系統、簡易専用水道62基

(2) 調達役務の内容等

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8年 9月30日まで

(4) 履行場所

仕様書のとおり

(5) 入札金額

入札は、総額で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(6) 電子入札システムの利用

本公告に係る入札は、入札書の提出を名古屋市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。紙による入札書の提出は、原則

として認めない。ただし、名古屋市電子入札実施要領（17財監第73号）に基づき、やむを得ないと認められる事由により名古屋市教育委員会事務局教育支援部学校保健課（以下「入札担当課」という。）の承諾を得た場合に限り行うことができる。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 自治令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請業種「医療関連」または申請区分「測量、設計」、申請業種「調査（環境系）」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。又は当該競争入札参加資格を有していない者で入札の日までに資格審査の申請を行い、開札の日までに当該資格を有する者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとならない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な

理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。

- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 水道法（昭和32年法律第177号）第20条第3項及び第34条の2第2項に定める国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市教育委員会事務局教育支援部学校保健課保健体育担当

（名古屋市役所東庁舎6階）

電話 052-972-3246 ファクシミリ 052-972-4178

- (2) 仕様書等の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。

（アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）

- (3) 本公告に対する質問

ア 質問方法

質問は、原則として電子入札システムにより行うものとする。ただし、パソコン等のシステム障害等やむを得ないと認められる事由により入札担当課が承諾した場合に限りファクシミリにより質問を行うことができる。

イ 質問期限

令和8年3月5日（木）午前11時00分

ウ 質問に対する回答

電子入札システムにより回答するほか、(1) に示す場所において閲覧に供する。なお、ファクシミリで質問を受け付けた場合には、質問者には上記のほか個別にファクシミリにて回答を行う。あわせて仕様の補足等が示されることもあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。

エ 質問回答期限

令和 8年 3月 9日 (月) 午前11時00分

(4) 入札書の提出

ア 電子入札システムにより提出すること。ただし、パソコン等のシステム障害等の場合は、名古屋市電子入札実施要領第 8条の規定により、入札担当課の承諾を得た場合に限り、紙による入札書を(1) に示す場所へ持参により提出することができる。

イ 提出期間

令和 8年 3月 9日 (月) 午前11時00分

令和 8年 3月12日 (木) 午後 1時15分

(5) 開札の日時、場所

ア 開札日時

令和 8年 3月12日 (木) 午後 1時30分

イ 開札場所

(1) に示す場所

4 入札に当たっての注意事項

- (1) 入札書の提出は、入札書提出期間内に完了すること。
- (2) いったん提出された入札書は、差替え、引換え又は撤回をすることができない。入札書の提出は調達情報サービスに掲載する質問回答や仕様書の補足資料等を確認した上で行うこと。
- (3) 開札をした場合において、各人の入札のうちに予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

この場合、再度入札の通知を電子入札システムにより行うので、再度入札に参加しようとする者は、指定日時までに再度入札を行うこと。

なお、再度入札は、原則として 2回を限度とする。

- (4) 開札にあたっては、予定価格の制限の範囲内の最低価格提示者を落札候補者とする。

なお、開札時の落札決定は行わず、落札保留の取り扱いとする。

- (5) 落札候補者は、6に示す提出書類（以下、「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の確認の結果、資格があると認められた後、初めて落札者となる。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 記名押印のない入札（電子入札の場合は、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信していない入札）又は記入事項を判読できない入札
- (3) 入札事項を記入せず又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (4) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした 2通以上の入札
- (5) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (7) 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない者のした入札
- (8) 入札公告に定める入札方法によらない入札
- (9) 入札公告に定める期限までに完了しなかった入札
- (10) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (11) 申請書等の提出を求められたにもかかわらずこれを提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらずその指示に応じない場合のその者のした入札
- (12) その他、入札の条件に違反した入札

6 落札候補者となったものが提出すべき書類

落札候補者となった者は、次に掲げる書類を落札候補者となったことを知

り得た日の翌日から起算して 2 日（名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36条）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。）以内に、電子調達システムにより提出すること。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、紙により3(1)に示す場所に持参することができる。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 競争入札参加資格確認資料

(2) 提出部数

1部

(3) 申請書等の提出にあたっての注意事項

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とする。

イ 提出された申請書等は返却しない。

ウ 提出期限後は、提出された申請書等の差替え又は再提出は認めない。

（本市から指示があった場合を除く。）

7 落札者の決定

落札候補者について、6の競争入札参加資格の確認の結果、資格があると認められた者を落札者とする。

また、競争入札参加資格の確認の結果、その落札候補者に資格がないと認められたときは、次順位の者を落札候補者とし、6と同様の手続きにより競争入札参加資格の確認を行う。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

有。ただし、入札保証金は免除する。契約保証金は名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合に、免除することとする。

(3) 契約書作成の要否

要

- (4) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額で定める。

- (5) 契約書の作成

ア 電子契約又は紙による契約を選択できる。

イ 契約書の作成にかかる費用はすべて落札者の負担とする。

ウ 電子契約の場合は、当事者が合意の後、電子署名がされた電磁的記録を各自保管する。

エ 紙による契約の場合は、契約書は 2通作成し、契約事務受任者名古屋市教育委員会教育長及び契約の相手方とともに契約書に記名押印し、各自 1通ずつを保管する。

- (6) 契約代金の支払方法

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5号）の定めるところにより、委託代金の支払を請求することができる。

- (7) 競争入札参加資格がないと認められた者は、通知した日の翌日から起算して 2日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）以内に、入札参加無資格理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- (8) 本公告に係る業務においては、本公告において定めるもののほか、定めのないものについては、名古屋市電子入札実施要領及び名古屋市競争入札参加者手引（17財監第67号）に定めるところによるものとする。

- (9) 入札の延期又は中止等

公正な入札の執行のため必要があると認めるときは入札を延期又は中止することがある。

- (10) 本公告に示した調達は、本調達に係る令和 8年度予算成立を条件とする。

- (11) 本公告は入札説明書を兼ねるものとする。